

離島漁業再生支援等交付金

令和8年度予算概算決定額 1,094百万円（前年度 1,164百万円）

<対策のポイント>

離島漁業を維持・再生させるため、離島の漁業集落における漁場の生産力向上のための取組及び漁業の再生に関する実践的な取組等を支援します。

<事業目標>

- 離島漁業者の漁業所得を維持（対象漁業就業者の年間平均漁業所得を維持〔令和11年度まで〕）
- 離島漁業者の減少率を抑制（対象漁業就業者の減少率を全国の漁業就業者の減少率と同水準に抑制〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 離島漁業再生支援交付金

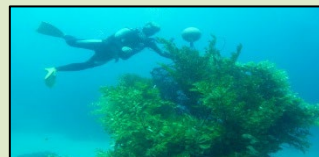
1. 離島漁業再生支援交付金

① 離島漁業再生事業

離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島において、「**漁場の生産力の向上に関する取組**」や「**漁業の再生に関する実践的な取組**」を共同で実施する漁業集落に対し、交付金を交付します。

【交付対象活動】

- ① 離島漁業再生事業
 - ア 漁業の再生に関する話し合い等
 - イ 漁場の生産力の向上に関する取組
種苗放流、漁場の管理・改善、
産卵場・育成場の整備、漁場監視等
 - ウ 漁業の再生に関する実践的な取組
新規漁業・養殖業への着業、
低・未利用資源の活用、高付加価値化、
販路拡大、海洋レジャーの取組等



イカ産卵礁の整備



モズクの新規養殖

- ② 離島漁業新規就業者特別対策事業
新規漁業者に対し、漁船、漁労設備、
消耗品でない漁網及び漁具のリース料の
一部を支援します。



2. 特定有人国境離島漁村支援交付金

2. 特定有人国境離島漁村支援交付金

有人国境離島法において定められた特定有人国境離島地域において、**漁業や海業の起業又は事業拡大により雇用を創出する際に要する経費等を支援するための交付金を交付します。**

【取組事例】

地域の水産物を利用した漁家レストランや直売所を新たに開設した場合に要する経費を支援します。



【お問い合わせ先】 水産庁防災漁村課（03-6744-2392）

<事業の流れ>

